Ш



平成14年12月25日(水) 号外第176号

每週火·金曜日発行

目 次

人事委員会規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年12月25日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

鳥取県人事委員会規則第28号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和32年鳥取県人事委員会規則 第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改 正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。 (URL:http://www.pref.tottori.jp)

2

平成14年12月25日

水曜日

畏

洏

S

撒

	改		正	後								改		正	Ē	ĬÍ			
別表第14(第 8 条の 4 関係) 調整号給表								別表第14(第 8 条の 4 関係) 調整号給表											
職務の級給 料表	1 級	2 級	3 級	4級 5級	6級	7級	8級	9級 10	0級	糸	職務の級合料表	1 級	2 級	3 級	4級	5 級	6級 7点	级 8 級	9級 10約
————————————— 略							•	·			略					•			
公安職給料表	略		14号給	略						-	公安職給料表	略		13号給	略				
教育職給料表(1)	略	23号給	略								教育職給料表(1)	略	22号給	略					
教育職給料表(2)	略	25号給	略								教育職給料表(2)	略	24号給	略					
略											略								
医療職給料表(1)	略	13号給	略							Ī	医療職給料表(1)	略	12号給	略					
医療職給料表(2) 1	12号給	略								Ī	医療職給料表(2)	<u>11号給</u>	略	1					
略								略											

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成15年1月1日から施行する。

(施行日における昇格又は降格の特例)

2 この規則の施行の日に昇格又は降格した職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が同日に受けることとなる給料月額を同日の前日に受けていた ものとみなして改正後の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第8条の4又は第8条の5の規定を適用する。

